

解体業及び破砕業（の事業範囲の変更）許可申請

番号	申請書等	形式的な事項等			新規	更新	変更	
1	☐ 解体業 ☐ 破砕業 申請書	許可に応じた様式、申請区分、郵便番号、電話番号、ふりがな、標準作業書			☐	☐	☐	
2	岐阜市収入証紙貼付書 及び 岐阜市収入証紙（申請手数料）	名称記載、区分に応じた申請手数料			☐	☐	☐	
			新規	更新				変更
		解体	78,000 円	70,000 円				—
破砕	84,000 円	77,000 円	67,000 円					
3	施設の平面図等 ※1	平面図、立面図、断面図、構造図			☐	—	◇	
	設計計算書 ※1	積替え保管量、処理能力			☐	—	◇	
	施設の付近の見取図 ※1	事務所、事業場の案内図も添付			☐	—	◇	
4	施設の使用権原を有することを証明する書類 ※1	購入契約書等、契約期間、当事者名			☐	—	◇	
5	事業計画書				☐	☐	◇	
6	収支見積書				☐	☐	◇	
7	【法人申請】 定款又は寄附行為の写し	申請者による原本証明			☐	☐	☐	
	【法人申請】 登記簿記載事項証明書 ※2	3 か月以内のもの			☐	☐	☐	
8	申請者、役員、株主、政令使用人、法定代理人の住民票の写し ※2、3、4	本籍地の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの、3 か月以内のもの			☐	☐	☐	
9	誓約書				☐	☐	◇	
10	先行許可証の写し	添付書類の省略を希望する場合に添付			☐	—	—	

【備考】

- ・申請者が未成年の場合、法定代理人が必要になります。
- ・登記簿記載事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記簿に記録されている事項を証明した書面になります。

◇変更する内容が確認できるものが必要になります。

※1 施設とは、積替え保管場所（作業場以外のものを含む。）を含みます。

※2 コピーを提出される場合、原本を確認しますので、原本をお持ちください。

※3 破砕業の新規許可において、先行許可証を添付することにより省略できます。

※4 法定代理人が法人の場合、登記簿記載事項証明書、役員の住民票の写しが必要になります。